

1号議案（法第28条第1項関係様式例）

2019年度大津夜まわりの会事業報告書

2019年4月1日から2020年3月31日まで

特定非営利活動法人 大津夜まわりの会

はじめに

生活困窮者自立支援法が施行されて5年が経過しようとしています。同法にもとづく「自立相談支援事業」及び「一時生活支援事業」の2つの事業を一体的に実施する事業者を公募する大津市のプロポーザルに応募し、5年間にわたってこの事業を受託してきました。

この5年間の当法人のとりくみは、2013年度からの2年間、当法人が「貧困生活困窮者の『糸』再生事業」の国庫補助を受けて実施してきた「アパート借上げ型個室シェルター」の成果を新たな法制度のもとで発展的に継承させるための試行錯誤の連続であり、それは同時に、様々な事情によって「住居を失う」という究極の生活困窮状態に陥った方々に対する支援のあり方を模索するチャレンジでもありました。

とりわけ2019年度においては、生活困窮者自立支援法の一時生活支援事業で提供する5室のシェルター（以下、「困窮シェルタード」）とは別に、当法人と利用者との間の定期賃貸借契約にもとづく3室の一時生活用居室（以下、「賃貸シェルター」と記述）の設置・運営を年度途中から開始しました。

この「賃貸シェルター」は、「初期費用不要、家賃月額3万9千円（＝生活保護基準限度額）」という条件で、利用開始と同時に生活保護を申請し、生活扶助及び住宅扶助の適用を受けることを想定したのですが、住居を喪失した生活困窮者を支援する上で、「困窮シェルタード」のキャパシティー不足や制度上の不十分さを補う重要な役割を果たしつつあります。

また、当法人と不動産仲介業者や管理会社との日常的なつながりが深まる中で、高齢者、障がい者、DV被害者など、入居を断られやすい「住宅確保要配慮者」の民間賃貸住宅への入居を実現させた事例が少なからず生まれました。とりわけ「高齢者住宅財団」による家賃債務保証のしくみを活用した最近の2件の成功事例は、今後の新たな展望につながるものではないかと思います。

1 5年間の受託事業の実績と当法人の業務運営の現況

（1）データから見た2018（平成30）年度までの実績

2018年度の一時生活支援事業の利用件数（人数）は24件（26人）でした。その内訳は、単身者が23件（23人）、親子3人世帯が1件（3人）であり、26人中17人（65%）が男性、9人（35%）が女性です。また、この24件の中で利用期間が短かったのは4泊5日、最長は183泊184日でした。

次ページの「表1」は、当法人の自立相談支援事業で住居に関する相談を受け付けたケースの相談受付時の住居の状況を、「野宿中」「車上生活」「喪失直前・直後」「不安定」の4類型に区分した上で、相談受付後の支援の中でどのような対応策につながったのかという相関関係を一覧表にまとめたものです。

このデータは、2018年度中の住居にかかる36件の相談のうち、ちょうど半数の18件が一時生活支援事業のシェルターを利用し、そのうち14件については、2019年3月末の時点で居宅での生活に移行したことになります。なお、この14件のうち11件は、生活保護を申請して住宅扶助（敷金等）によって賃貸住宅を確保したものであり、残る3件のうち1件は就労収入で賃貸住宅を確保したケース、1件は臨時収入で住環境を整えて自宅（＝持ち家）に戻ったケース、もう1件は悪化していた家族関係を修復して同居したケースでした。

《表1》2018年度 相談受付時の住居の状況と対応策との相関内訳

	相談件数	一時生活支援利用	利用後の行き先		救護施設⇒住居確保支援	救護施設⇒自己都合退所	住居確保支援のみ	地制度のシェルター	相談・情報提供のみ
			シェルター⇒居宅	利用中(未定)					
野宿中	4	2	2	0	1	1	0	0	0
車上生活	1	1	1	0	0	0	0	0	0
喪失直前・直後	18	10	6	4	1	0	3	1	3
不安定	13	5	5	0	0	0	2	0	6
合計	36	18	4	4	2	1	5	1	9

《表2》困窮シェルター稼働率及び平均利用日数の年次推移

	宿泊数(A)	宿泊可能数(B)	稼働率(A/B×100)	平均利用日数
2015年度	1,254泊	1,464泊	85.7%	48日
2016年度	1,277泊	1,460泊	87.5%	54日
2017年度	1,539泊	1,699泊	90.6%	63.5日
2018年度	1,600泊	1,708泊	93.7%	73日
2019年度上半期	872泊	912泊	95.6%	101日

※ 平均利用日数は、各期間における利用世帯の利用日数(=宿泊数+1)の合計を件数で除して算出。

《表2》は、2015年度から2019年度上半期までの「困窮シェルター」の稼働率と平均利用日数の年次推移を一覧表にしたものであり、この5年間、「困窮シェルター」の稼働率についても1件あたりの平均利用日数についても、年を追うごとに増加してきました。ここでは詳細な説明は省略せざるを得ませんが、その最大の理由は、高齢、心身の障がいや疾患、家族関係などの様々な事情によって、住居確保までの間に、居宅生活を安定的に維持するための様々な条件整備が必要であったり、家主・管理会社から入居受け入れを敬遠されがちあつたり、保証会社の家賃債務保証が得られないなど、様々な困難さを伴うケースが増加してきたことにあるのではないかと私たちは考えています。

(2)「賃貸シェルター」の導入と2種類のシェルターの併用

すでに述べたように、当法人では2019年度の途中から、一時生活支援事業(=生活困窮者自立支援法)にもとづく「困窮シェルター」とは別に、当法人と利用者との間で6か月期限の定期賃貸借契約を結んだ上で、利用開始と同時に生活保護を申請し、原則として住宅扶助によっては家賃を支払ってもらうことを想定した「賃貸シェルター」の運営を開始しています。

この「賃貸シェルター」のしくみは、「困窮シェルター」の利用期間が制度上、最大6か月が上限とされている中で、その期限内に住居または住居に代わる宿泊場所を確保することが困難な利用者が3名、相次いで出現したことから、行き先がない中の期限切れによる退去を回避するための方策として当法人が立案し、生活福祉課との協議をふまえて具体化されるに至ったのですが、具体的には、当法人が団体として借り上げた居室を定期賃貸借契約によって転貸する「サブリース方式」の一種だといえます。

それは、当法人が物件の貸主と借主の間に入りて一定のリスクを背負うことにより、直接の契約締結が困難な借主の住まいを確保するしくみですが、いつまでも「サブリース」を継続するのではなく、定期賃貸借契約として6か月の期限を設定し、その期限内に、直接契約による住居確保を実現すべく、継続的な支援をおこなおうとするところに主眼をおいて立案したものです。

そして実際、3室の「賃貸シェルター」の最初の利用者3名のうち2名は、なんとか6か月の期限内に居宅確保が実現して無事、「賃貸シェルター」から退去されました。また、残る1名については、同一条件で「再契約」していますが、次の期限内には居宅確保が実現できる見込みです。

以上のような経過で「賃貸シェルター」が導入された結果、当法人は現在、「困窮シェルター」と「賃貸シェルター」を合わせて8室のシェルターを運営するに至っています。

そして「賃貸シェルター」の場合、生活扶助と住宅扶助を含めて居宅での生活保護が適用され、保護決定がなされて以降、利用者は制度上、生活困窮者自立相談支援事業の対象から除外され、電算システムの上でも報告や評価の対象ではなくくなってしまうわけですが、実際に当法人のスタッフがおこなう支援の内容は、2種類のシェルターの利用者の間でほとんど違いがありません。

シェルターの利用開始にあたっては、居室内の清掃、備品・消耗品のチェックと補充やメンテナンスの作業が必要であり、利用終了にあたっては、当法人のスタッフが家具什器等の買い物への同行や新住居への搬入を支援しますが、8室のシェルターの利用者の入れ替わりが頻繁になれば、5室の「困窮シェルター」だけの運営していた時期と比べると、その業務負担は飛躍的に増加します。

2 2種類のシェルターの配置状況と立地条件・設備・構造

2020年3月1日現在、当法人は5室の「困窮シェルター」と3室の「賃貸シェルター」を合わせて8室のシェルターを運営しているが、その配置状況を建物ごとに、それぞれの立地条件、構造、設備条件を含めて一覧表にまとめると《表3》のようになる。

この表でも明らかなように、私たちは8室のシェルターを1か所に集中させるのではなく、4つの集合住宅の中に、いわば分散型で配置している、それはシェルターを施設の一種と考えるのではなく、可能な限り「住まい」に近づけようという考え方にもとづくものである。

「住まい」に近づけるという意味では、シェルターは個室でなければならず、シェルターを1か所に集中させることや、シェルターとシェルターが隣り合せになることを避けるなど、プライバシーを守るとともに、できるだけ偏見やステigmaをなくすための配慮が必要だと考えており、今後ともその考え方を堅持していきたいと考えている。

《表3》 2種類のシェルターの配置状況等一覧 (2020年3月現在)

物件名 (総室数)	困窮シェルター 室数	賃貸シェルター 室数	設備・構造・立地条件
賃所マンション (39室)	1室	3室	「ひまわりサロン」から徒歩5分(約350m) 鉄筋コンクリート3階建、21m ² 、セパレート
サンシャイン鳥居川 (5室)	1室	0室	「ひまわりサロン」から約2.9キロ アクセスは電車または自転車 鉄骨造3階建、19.5m ² 、セパレート
メゾン小森 (16室)	2室	0室	「ひまわりサロン」から約2.8キロ アクセスは電車または自転車 鉄骨造4階建、17.6m ² 、トイレ浴室一体
サンシティ中庄 (4室)	1室	0室	「ひまわりサロン」から徒歩8分(約550m) 木造2階建、19m ² 、セパレート
合計	5室	3室	

4 業務執行について

(1) シェルター利用者とスタッフとの間の連絡方法

①「困窮シェルター」の場合

スタッフから利用者への電話連絡は、個々人の携帯電話と各シェルターに備品として設置してある固定電話（受専用）とを併用する。利用者からスタッフへの連絡に個々人の携帯電話を使用することが可能な場合、あらかじめ「ワン切り」を取り決めるなど、通話料金の負担軽減に配慮する。携帯電話が利用できない場合には、必要に応じて隨時、テレfonカードをお渡しし、公衆電話を利用してもらう。

②「賃貸シェルター」の場合

「賃貸シェルター」には備品としての固定電話を設置しておらず、また、本人に対して生活保護費が支給されるため、本人の携帯電話による連絡が基本となる。携帯電話がなく、過去の滞納等の事情により、携帯電話の再契約ができない場合、プリペイド携帯またはレンタル携帯の入手方法について情報提供し、手続きを支援する。

(2) 自立相談支援事業における分野別アドバイザーの委嘱と活用

支援対象者が抱える様々な課題の解決をはかるため、大津夜まわりの会の役員を中心に分野別アドバイザーを委嘱し、主任相談支援員及び相談支援員に対する助言を求めるとともに、必要に応じて随时、支援対象者への個別相談を依頼する。この分野別アドバイザーは無給とするが、交通費等の実費については自立相談支援事業の事業費の中から必要な額を支弁する。

(6) 大津市生活福祉課、大津市社会福祉協議会との間の緊急連絡体制

当法人の主任相談支援員は、大津市生活福祉課の担当係長、大津市社会福祉協議会の主任相談支援員との間で常時連絡が可能な携帯電話番号を相互に教示しており、緊急連絡が必要になった場合には、相互に連絡を取り合って必要な協議をおこなうこととする。

3 具体的な業務内容

(1) 自立相談支援業務の新規受付

当法人は、生活困窮者自立支援法の施行以前から、生活に困窮する方々を対象にした「総合相談事業」をおこなうとともに、住居を喪失した方々に対して「緊急一時宿泊所」を提供する事業を実施してきた経過がある。

当法人に寄せられる相談は、すでに住居喪失状態にある方、住居喪失が目前に迫っている方などから、極めて切迫した緊急性のある相談が少なくない。内容的にはシェルターの利用や住居の確保に関する相談が多いが、住居に関する相談だけでなく、失業や低収入による生計維持困難に関する相談、心身の疾病に関する相談なども決して少なくない。

本人や家族・知人からの相談のほかに、各分野の行政機関、社会福祉協議会、弁護士、医療機関などの相談や問い合わせも多く、相談経路は多岐にわたる。

自立相談支援事業には、生活困窮者に抱える多様で複合的な問題に関する相談を包括的・制度横断的に受け止め、継続的な伴走型の支援をおこなうことが求められる。

(2) 2種類のシェルターの活用方法—共通点と相違点をふまえて

前述のとおり、当法人に寄せられる相談の中には、住居喪失という極めて切迫した状況に直面

し、緊急の宿泊先を求める相談が少なくない。

当法人が運営している2種類のシェルターは、いずれも緊急の宿泊先としての役割を持っており、空室があれば2種類のシェルターのどちらでも対応が可能な場合が多い。住居を喪失した方のほとんどは、無収入あるいは生活保護基準を下回る収入しかなく、そういう場合には、どちらのシェルターを利用してても、その効果にはほとんど差がない。

ただし、「賃貸シェルター」は生活保護が適用されることを想定しており、生活保護基準を少しでも上回る収入がある方の利用には適さない。そのような方の場合、むしろ「困窮シェルター」の利用が効果的である。「困窮シェルター」の場合、一時生活支援事業の収入要件を満たす範囲内であれば、収入があっても商品券が交付されるので、それを食費等に充てながら敷金等の初期費用を蓄えることができるからである。

したがって当法人としては、明らかに収入が生活保護基準を下回り、資産もなく、確実に生活保護の適用が見込まれる場合には、第一義的に「賃貸シェルター」を利用してもらうことを原則とし、そうでない場合、「賃貸シェルター」の利用はお断りして「困窮シェルター」の利用を促し、「困窮シェルター」に空きがない場合には待機をお願いすることとする。

(3) 「困窮シェルター」の利用手続き

「困窮シェルター」の業務は、生活困窮者自立支援法にもとづく任意事業の一つである一時生活支援事業が制度上の根拠になっており、その内容として、一定の住居を持たない生活困窮者または自らの住居に住むことができない生活困窮者に対して、一定の期間、宿泊場所の供与、食事の提供、衣類その他の物資の貸与または提供をおこなうことだとされている。

この事業の性質上ほとんどの場合、自立相談支援機関による事前のプラン策定や支援調整会議での決定を待つことなく、まず緊急利用を開始し、その上で自立相談支援機関としての多面的な支援を組み合わせて支援をおこなっていくことになる。

「困窮シェルター」の利用を開始する場合、利用者に「一時生活支援事業利用申込書」(別紙3)への必要事項の記入と提出を求めるとともに、シェルターの利用方法及び注意事項を記載した「利用規約」(別紙4(=「サンシティ中庄 102 号」のものを例示))を提示し、内容を説明した上で同意欄に署名を求める。

(4) 「賃貸シェルター」の利用手続き

「賃貸シェルター」は、利用開始と同時に生活保護の適用を受けることを想定しており、住宅扶助(家賃)の認定の根拠となる契約書を取り交わした上で、それを持参して生活保護を申請する必要がある。

具体的には「一時宿泊用居室に関する定期賃貸借契約書」(別紙5)の様式を使用して利用者との間で契約を交わし、生活保護の新規申請(事例によっては居宅保護への変更申請)が利用開始日の当日付で受理されるように手続きをおこなう必要があり、場合によっては生活福祉課との間でそのための十分な事前調整をおこなう必要がある。

なお、「賃貸シェルター」は一時的な場所の提供を目的にしているが、制度上は賃貸住宅の一種であり、利用者が居宅で生活保護の適用を受けると同時にその利用者は、自立相談支援事業の対象ではなくなってしまう。

生活困窮者自立支援法が司法による支援の対象者を「生活保護に至る前の生活困窮者」と規定しているため、制度上の建前としては、「自立相談支援機関としての支援は終了し、残っている支援課題は福祉事

務所の生活保護担当職員に引き継ぐべし」ということになっている。

しかし「賃貸シェルター」の利用者は、安定した住居を確保するための支援を必要としており、その点では「困窮シェルター」の利用者との間に全く違いはないので、制度上の建前がどうであれ実際には支援をしないわけにはいかない。また、住居探しのノウハウを持っている私たちが支援しなければ利用期間が長期化し、新規利用者の受け入れが停滞することが予想される。

(5) シェルターが満室の場合の対応策

シェルターが満室の場合の対応策としては、第一に、生活保護申請に同行して救護施設を利用してもらう方法が考えられる。救護施設を利用することになった場合、かつては施設入所後のことの大津市の生活福祉課と施設の判断に委ねていたが、近年では事前にシェルターが空くまでの短期入所にすることや、救護施設を退所する際の住居確保の支援を当法人がおこなうことを申し合わせるなど、生活福祉課、救護施設と当法人との相互連携を通じて、居宅生活への移行を少しでも早く実現させるための事前調整をおこなう事例が増えている。

しかし、救護施設の居室は相部屋であり、運営管理上の様々な制約もあることから、短期間であっても施設への入所を拒絶する人や、施設での生活になじまないとと思われる人も少なくありません。また、本人が同意しても施設側の受け入れが不可能な場合もある。

そのような場合の対応策としては、インフォーマルな社会資源に頼らざるをえないのが現状である。具体的には、「生活困窮者のためなら初期費用や家賃の額、支払い方法などの相談に応じる」という申し出をしてくれている篤志家的な家主に相談し、例えば「初期費用や家賃は後払い生活保護申請の当日に即入居」、「日割家賃による短期入居」など、個別事情に応じた様々な配慮をしてもらうことで、その家主の所有する貸家等を借り受けるなどの方法を工夫し、なんとか切り抜けてきた。

シェルターの数を増やすことが唯一の解決策ではないかと思われるが、現在の予算と体制では、2種類8室のシェルターを運営するのが精一杯である。

(6) シェルターの利用開始に際しての支援

シェルターの利用を開始する場合、本人をシェルターに案内する前に、必ず应急的な支援物資（ニカツフ麺、レトルト食品、下着、洗面具等）の提供が必要か否かを確認した上で、必要な物資を提供する。

当法人の独自事業である「ひまわりサロン」の利用方法、「社会生活講座」の企画内容とスケジュール、「ひまわりサロン」での昼食の提供と「社会生活講座」に参加した場合の昼食代免除のしくみ等を説明して利用や参加を促すとともに、その利用や参加は決して義務的なものではなく、利用（参加）するかしないか、また利用（参加）の頻度は本人の自由な判断次第であることについても丁寧な説明をおこなう。

(7) シェルターの利用開始後、初期段階における支援

主任相談支援員または相談支援員は、おおむね利用開始後2週間以内に利用者が抱えている様々な諸問題、その背景と要因、利用者自身の意向等について詳細な聴き取りをおこない、ケース検討会による集団的なアセスメントをふまえて、シェルターの利用見込み期間を設定するとともに、その期間中の支援計画を策定する。

(8) シェルター利用期間中の支援

【「困窮シェルター」利用者に対する商品券の手渡し】

他都市の「一時生活支援事業」では食事を現物で提供している場合が多いが、当法人の「困窮シェルター」では、自分で買い物をして自炊をすることが日常生活自立の第一歩であることをふまえ、原則的には利用期間中、日額1,500円相当の金券を一定の期間（おおむね週1～3回）を定めて手渡し、食材や惣菜を購入して部屋で食事をとってもらう。ただし、利用者の個別事情により、上記の金券方式による食事提供が適当ではない場合には、宅配弁当を利用するなどの方法で現物による食事の提供をおこなうことも検討する。

【自転車の貸与、生活用品類の提供、サロンでの洗濯機の使用等の便宜の供与】

利用期間中における買い物、求職活動、「ひまわりサロン」の利用、関係諸機関への相談や手続きのための移動の便宜と交通費負担の軽減のため、希望者には自転車を貸与する。

応急的な支援物資として、下着、洗面用具などを常備するとともに、ボランティア団体や個人からの寄付などによって防寒着を含めた各種衣類を備蓄し、なるべくタイムリーに提供できるような体制を整え、必要に応じて提供する。シェルターには順次、備品として洗濯機を設置しつつあるが、未設置のシェルターもあるため、そのシェルターの利用者が「ひまわりサロン」に設置されている洗濯機で衣類を選択することができるよう便宜をはかる。

【必要な医療を確保し、身心の健康の維持・回復をはかるための支援】

住居を喪失し、あるいは住居喪失の危機に直面している生活困窮者は、身心の疾患があるにもかかわらず医療機関への受診が中断していたり、体調不良や不安を感じていながら一度も受診していないかったりする場合が少なくない。過去の受診歴や自覚症状の有無を聞き取り、医療機関への受診の必要性と緊急性を見極め、早期に適切な医療機関への受診を確保する必要がある。

また、「困窮シェルター」の利用者で医療費を負担する資力がない場合には、すみやかに医療扶助の申請をおこなうこととする。なお、医療扶助の申請を待つことなく、受診を先行させる必要があるときは、応急的に無料低額診療制度を利用することとする。

【住居の確保にむけた支援】

住居を喪失するに至った生活困窮者の多くは無職・無収入であり、敷金等をまかなえるだけの預貯金や現金を保有していないことが多い。必要な場合には遅滞なく生活保護の住宅扶助（敷金等）を活用することで初期費用をまかなうこととする。

契約可能な賃貸物件を探すため、日常的に大津市内の不動産仲介業者等からの情報収集につとめるとともに、仲介業者との相談や物件の下見などの際には、相談支援員が必要に応じて利用者と同行し、なるべく良質な賃貸物件が適正な価格や条件で確保できるよう支援をおこなう。

近年、民間賃貸住宅の多くは保証会社の家賃債務保証を受けることが必須の条件になっている場合が多く、管理会社や家主が保証会社を1～2社に限定している場合には、その保証会社の審査を通過しなければ契約が成立しない。しかし、保証会社の審査基準は公開されていないため、仲介業者から「審査に通るかどうか予測できないが、とりあえず申し込んでみましょう」と言われ、「審査落ち」を何度も繰り返してしまう場合も少なくない。

したがって大手の仲介業者に物件探しを依頼する場合、無用なまわり道を避けるため、保証会社の審査基準をある程度予測するだけの経験知を蓄積している担当者を相談窓口に選ぶことが効率的な物件探しにつながる。

一方、地元の不動産業者の中には、自社所有の物件や自社が管理する物件があり、他の業者の仲介を経

ずに契約することができる場合がある。したがって、そういう業者との信頼関係が深まれば、保証会社の選択肢をひろげることや、生活保護の代理納付の継続が見込まれることを条件に、家賃債務保証なしでの契約を検討してもらえる余地がある。

保証人や緊急連絡先が確保できない場合、契約可能な物件の範囲が限定されてしまうため、少しでも選択肢が広がるよう、必要に応じて緊急連絡先を引き受けることとする。

また、高齢や身心の障害がある場合、様々なリスクを理由に家主や管理会社から入居を敬遠されがちであるが、関係機関とも連携して見守りを含めた様々な支援のネットワークづくりにつとめ、貸主側の不安を除去する努力をおこなう。

「高齢者住宅財団」の家賃債務保証を利用して契約に応じてくれる家主や管理会社は少ないが、最近の成功事例をふまえて、同制度を活用してくれる家主・管理会社を増やすように意識的な努力をおこなう。

【安定的な就労先の確保に向けた支援】

住居を失った生活困窮者の中には、求職活動の失敗や職場での人間関係のトラブルなどが重なる中で、全く自信を喪失し、自己肯定感が持てないまま孤立した状態に陥っている人や、様々な要因による不登校や低学力、経済的な理由などで高校に進学せず、進学しても中退するなど、学歴や社会的スキル不足のために安定した就労先が確保できない人が少なくない。

就労困難の要因を安易に自己責任に帰着させるのではなく、利用者と向き合い、寄り添い、その意向をくみとった上で、自立相談支援機関、ハローワーク、就労準備支援事業の受託事業者、認定就労訓練事業を運営する事業者などとも連携し、中長期的な見通しのもとに粘り強い支援をおこなっていくこととする。

【社会福祉サービスや社会保障給付などを最大限に活用するための支援】

利用者の中には、様々な疾患や心身の障害を抱えているにもかかわらず、保健・医療・福祉の諸制度に関する知識が乏しいために、利用可能なサービスを利用していない人や、健康保険、労災、雇用保険などの給付を受ける資格があるにもかかわらず、その事実を知らず、申請の手続きをとっていない人なども、少なからず含まれているのではないかと推測される。

このような利用者に対しては、関係する行政機関、自立相談支援機関などと連携し、必要に応じて支援調整会議を開催し、各種のサービスや給付の最大限活用をはかっていく。

また、当法人のシェルターは単身者用の賃貸住宅を借り上げており、シェルター利用者は通常の居宅生活と全く同様の生活をしていることから、必要に応じて介護保険制度や障害保健福祉制度の居宅サービスの活用をはかる。

なお、生活保護制度は、最終的に生存権を保障するセーフティネットの最後の受け皿であり、利用者の状況から、その活用が必要と思われる場合には、大津市生活福祉課との間で密接な連携をとり、遅滞なく確実に申請につなげていくこととする。

(9) 住居確保後のアフターフォローのとりくみ

従来、「困窮シェルター」の利用者に対する支援は、生活保護を受給しながら居宅で生活することになった場合には、自立相談支援機関としての支援を終結し、その後の支援については担当ケースワーカーに引き継ぐこととされてきた。

また「賃貸シェルター」の利用者は、利用開始と同時に生活保護を利用しての居宅生活となるため、制度上は最初から自立相談支援事業の対象から除外される。

しかし当法人としては、住居の確保や生活保護による所得保障だけでは問題が解決せず、「包括的で継続的な伴走型支援」が求められる場合が多いことをふまえ、引き続き一定期間のアフターフォローを継続することが必要だと考え、法定外の独自事業として必要な相談支援を実施しており、今後とも同様のとりくみを継続していくこととする。

なお、当法人の事務所に併設されている「ひまわりサロン」は、地域の中で孤立しがちな生活困窮者に気軽に来訪してもらえ、相互にふれあう機会をふやす交流スペースとして、従来から、シェルターを利用中のだけでなく、すでに住居を確保した元利用者や、日常の相談活動の中で当法人がかかわった人など、多くの人に広く利用してもらっているが、今後も引き続き、利用を呼びかけ、アフターフォローのとりくみに生かしていくこととする。

(10) 地域社会のネットワークを生かし、支え合う地域づくりをめざすとりくみ

当法人が、これまでの活動を通じて培ってきた各関係機関（各種行政機関、ハローワーク、弁護士会、司法書士会、DV被害者支援団体、外国人支援団体、保護観察所、法テラス、学校、医療機関（無料低額診療事業を含む）、地域生活定着支援センター、地域包括支援センターなど）との協力関係あるいはネットワークを最大限に活かした事業展開を行うことにより、相談者の多様な事情等に対応した包括的かつ実効性のある支援を実施するとともに、貧困と社会的排除を生み出さない社会、相互に支え合う社会をめざす地域づくりにも一定の役割を果たしていきたい。

なお、このことに関連して、2017年4月に改正され、同年10月から施行された、通称「住宅セーフティネット法」にもとづく「新たな住宅セーフティネット制度」は、近年、社会問題としてクローズアップされている「空き家」を高齢者、障がい者、母子家庭、低所得者などの「住宅確保要配慮者」のための賃貸住宅として有効活用する社会的なシステムづくりをめざすものであり、当法人としては、この制度が大きな効果を発揮することを期待とともに、当法人の活動がこのシステムづくりに貢献できるよう、近々のうちに改正法に規定された「居住支援法人」の指定を受けたいと考えている。

4 相談支援記録の作成・管理と個人情報保護の取扱い

相談支援に使用する相談受付票、経過記録、アセスメントシート等の帳票類については、厚生労働省から示されている自立相談支援事業用の標準様式を参考に、一時生活支援事業との一体的運用をおこなう場合の使い勝手等を考慮し、必要な改良を加えたものを使用する。

なお、利用者の個人情報の管理にあたっては、個人情報保護法、大津市市個人情報保護条例及び生活困窮者自立支援法等の各種法令を順守するとともに、厚生労働省「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「福祉関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に則り、個人情報の厳格な管理を徹底する。

以上

特定非営利活動に係る事業会計収支計算書

特定非営利活動法人大津夜まわりの会★
全事業所

[税込] (単位:円)
自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日

《経常収支の部》

【経常収支の部】

【経常収入】

雑収入	29,000
行事参加会費収入	28,150
助成金収入	989,000
正会員会費収入	40,000
賛助会員会費収入	1,000
委託料	14,351,807
寄付金収入	2,743,060
受取利息収入	10

住まい対策等支援事業収入

1,202,266

総収入計 19,384,293

【事業費】

講師謝金	60,000
講師交通費	17,040
食材費	206,583
教材費	183,403
事務消耗品費	8,699
会場費	5,600
印刷費	28,610
通信費	1,680
交通費	115,560
雑費	11,560

社会生活講座事業

大津市一時生活支援業務

地代家賃	2,418,096
支払保険料	182,450
水道光熱費	522,734
支払手数料	19,375
備品買い替え	127,557
電話料	187,964
蒲団代	124,871
食費	2,620,988
衣類・消耗品費	132,496
旅費交通費	153,556
施設借上料	855,413
立替金	142,000
車両費	11,550
宿泊費	89,912
雑費	8,878

一時生活支援業務 合計

7,597,840

大津市自立相談支援業務

人件費

自立相談支援業務 合計	<u>6,857,529</u>
	<u>6,857,529</u>

調査・研究事業

実態調査費	500
旅費交通費	9,900
調査・研究事業 合計	<u>10,400</u>

広報・宣伝事業

通信費	55,249
広告宣伝費	4,976
広報・宣伝事業 合計	<u>60,225</u>

啓発・研修事業

支払保険料	11,200
通信運搬費	24,466

特定非営利活動に係る事業会計収支計算書

特定非営利活動法人大津夜まわりの会★

全事業所

【税込】(単位:円)

自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日

旅費交通費	56,110
消耗品費	33,189
講師謝金	105,000
教材費	9,440
食費・茶菓子代	39,519
印刷製本費	14,090
賃借料	22,810
会議費	1,134
昼食材料費	70,897
児童学習支援事業 合計	387,855
越冬支援事業	
支払保険料	8,420
通信費	19,950
旅費交通費	10,700
水道光熱費	1,003
消耗品費	35,868
食料費	131,442
印刷費	37,210
雑費	2,871
衣料費	99,006
越冬支援事業 合計	346,470
住まい対策等支援事業	
支払保険料	18,000
家賃	1,101,400
光熱水費	6,529
備品買い替え	76,118
住まい対策等支援事業 合計	1,202,047
サロン事業	
新聞図書費	42,720
修繕費	22,140
支払手数料	1,300
支払保険料	18,000
通信費	39,185
旅費交通費	340
水道光熱費	30,897
地代家賃	101,000
雑費	23,400
事務用品費	537
サロン事業 合計	279,519
当期事業費 計	17,380,620
合 計	17,380,620
事業費 計	17,380,620
【管理費】	
支払手数料	542
減価償却費	200,000
支払 利息	9,029
雑 損 失	214,502
管理費 計	424,073
経常収支差額	1,579,600
[その他資金收支の部]	
【その他資金収入】	
その他資金収入 計	0
【その他資金支出】	
その他資金支出 計	0
当期収支差額	1,579,600
前期繰越収支差額	△ 3,154,135
次期繰越収支差額	△ 1,574,535

特定非営利活動に係る事業会計損益計算書

[税込] (単位:円)

全事業所

自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日

《経常収支の部》

[経常収支の部]

【経常収入】

雑収入	29,000
行事参加会費収入	28,150
助成金収入	989,000
正会員会費収入	40,000
賛助会員会費収入	1,000
委託料	14,351,807
寄付金収入	2,743,060
受取利息収入	10

住まい対策等支援事業収入

1,202,266

経常収入計 19,384,293

【事業費】

講師謝金	60,000
講師交通費	17,040
食材費	206,583
教材費	183,403
事務消耗品費	8,699
会場費	5,600
印刷費	28,610
通信費	1,680
交通費	115,560
雑費	11,560

社会生活講座事業

大津市一時生活支援業務

地代家賃	2,418,096
支払保険料	182,450
水道光熱費	522,734
支払手数料	19,375
備品買い替え	127,557
電話料	187,964
蒲団代	124,871
食費	2,620,988
衣類・消耗品費	132,496
旅費交通費	153,556
施設借上料	855,413
立替金	142,000
車両費	11,550
宿泊費	89,912
雑費	8,878

一時生活支援業務 合計

7,597,840

大津市自立相談支援業務

人件費	6,857,529
自立相談支援業務 合計	6,857,529

調査・研究事業

実態調査費	500
旅費交通費	9,900
調査・研究事業 合計	10,400

広報・宣伝事業

通信費	55,249
広告宣伝費	4,976
広報・宣伝事業 合計	60,225

啓発・研修事業

支払保険料	11,200
通信運搬費	24,466

特定非営利活動に係る事業会計損益計算書

[税込] (単位:円)

全事業所

自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日

旅費交通費	56,110
消耗品費	33,189
講師謝金	105,000
教材費	9,440
食費・茶菓子代	39,519
印刷製本費	14,090
賃借料	22,810
会議費	1,134
昼食材料費	70,897
児童学習支援事業 合計	387,855
越冬支援事業	
支払保険料	8,420
通信費	19,950
旅費交通費	10,700
水道光熱費	1,003
消耗品費	35,868
食料費	131,442
印刷費	37,210
雑費	2,871
衣料費	99,006
越冬支援事業 合計	346,470
住まい対策等支援事業	
支払保険料	18,000
家賃	1,101,400
光熱水費	6,529
備品買い替え	76,118
住まい対策等支援事業 合計	1,202,047
サロン事業	
新聞図書費	42,720
修繕費	22,140
支払手数料	1,300
支払保険料	18,000
通信費	39,185
旅費交通費	340
水道光熱費	30,897
地代家賃	101,000
雑費	23,400
事務用品費	537
サロン事業 合計	279,519
当期事業費 計	17,380,620
合 計	17,380,620
事業費 計	
【管理費】	
支払手数料	542
減価償却費	200,000
支払 利息	9,029
雑 損 失	214,502
管理費 計	424,073
経常収支差額	1,579,600
当期正味財産増加額	1,579,600
前期繰越正味財産額	△ 186,934
当期正味財産合計	1,392,666

特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表

特定非営利活動法人大津夜まわりの会★
全事業所

[税込] (単位:円)

2020年 3月31日 現在

資産の部		負債・正味財産の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		未 払 金	571,086
現 金	131,707	短期借入金	754,500
普通 預金	744,743	預 り 金	△ 520
現金・預金 計	876,450	流動負債 計	1,325,066
(売上債権)		負債の部合計	1,325,066
未 収 金	926,802		
売上債権 計	926,802	正味財産の部	
(その他流動資産)		【正味財産】	
立 替 金	114,480	正味 財産	1,392,666
その他流動資産 計	114,480	(うち当期正味財産増加額)	1,579,600
流動資産合計	1,917,732	正味財産 計	1,392,666
【固定資産】		正味財産の部合計	1,392,666
(有形固定資産)			
車両運搬具	800,000		
有形固定資産 計	800,000		
固定資産合計	800,000		
資産の部合計	2,717,732	負債・正味財産の部合計	2,717,732

特定非営利活動に係る事業会計財産目録

特定非営利活動法人大津夜まわりの会★
全事業所

[税込] (単位:円)

2020年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

現 金	131,707
普通 預金	744,743
滋賀銀行／膳所支店	(265,620)
ゆうちょ	(479,123)
現金・預金 計	<u>876,450</u>

(売上債権)

未 収 金	926,802
売上債権 計	<u>926,802</u>

(その他流動資産)

立 替 金	114,480
その他流動資産 計	<u>114,480</u>

流動資産合計

1,917,732

【固定資産】

(有形固定資産)

車両運搬具	800,000
有形固定資産 計	<u>800,000</u>
固定資産合計	800,000
資産の部 合計	<u>2,717,732</u>

《負債の部》

【流動負債】

未 払 金

571,086

短期借入金

754,500

預り 金

△ 520

社会保険料

(△ 1,634)

源泉所得税

(△ 6,326)

その他補助

(7,440)

流動負債 計

1,325,066

負債の部 合計

1,325,066

正味財産

1,392,666